

徳島県告示第五百四号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和四年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十九日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

四三九号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
	三好市東祖谷菅生六〇七 番四地先			
			一三五・六	
			七二・一	令和四年七月二十九日